

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	欧州評議会によるロシア連邦の除名（補遺）
著者 / 所属	清水 賢 / 前企画調整室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	458号
刊行日	2023-7-11
頁	102-123
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20230711.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

欧州評議会によるロシア連邦の除名（補遺）

清水 賢

（前企画調整室）

1. 露による欧州条約の一部廃棄
2. 露によるウクライナ侵略により生じた損害を登録する機関の設立（短報）
3. UNESCO第45回世界遺産委員会の開催日・開催地決定、オデーサ旧市街の世界遺産登録
4. 北極評議会における議長国交替

〔附〕ウクライナ危機関連の国連決議の賛否一覧（2014年2月ないし2023年3月）【資料】

本稿においては、本誌第452号掲載の拙稿「欧州評議会によるロシア連邦の除名 ―ウクライナ侵略を受けて―」（令4. 12. 16）に関し、脱稿後の動きについて補筆するとともに、2. に関連し、ウクライナ危機関連の国連決議の賛否一覧を【資料】として附す。

1. 露による欧州条約の一部廃棄

欧州評議会（以下「C o E」という）は、昨令和4（2022）年2月24日のロシア連邦（以下「露」という）によるウクライナ侵略を受け、翌25日、露の加盟資格停止を決定した。その後、露の除名に向けた手続が進められ、3月15日には、C o E議員会議において閣僚委員会に対し除名を意見具申する運びとなっていた矢先、同日、露外務省は、C o E脱退を通告するとともに、その手続開始に当たっての声明において「加入済の欧州条約 European conventions / conventions européennes のうちC o E非加盟国に対し開かれている条約のいくつかには残留し関係国との実際的で対等な協力関係を維持する」としていた。翌16日、露はC o Eから除名されたところ（以上につき上記拙稿（以下単に「拙稿」という））、それから10か月を経た2023年1月17日、露においては批准済の欧州条約のうち21条約に関し2022年3月16日に遡り終了したとみなす法案が提出され、2月16日に国家院（下院）において可決、同月22日に連邦院（上院）において承認され、同月28日、ロシア連邦に関する欧州評議会の国際条約の終了に関する2023年2月28日連邦法第43-FZ号¹（以下「C o E条約

¹ Федеральный закон от 28.02.2023 г. № 43-ФЗ О прекращении действия в отношении Российской Федерации международных договоров Совета Европы <<http://kremlin.ru/acts/bank/48975>>（以下、URLの最終確認は令和5年6月22日）

終了法」という)として公布された。同法が掲記している欧州条約は次のとおりである。

- ・ C o E 規約 ETS/STE No. 001 (同法第 1 項第 1 号)
- ・ C o E 加盟国代表等の免責特権に関する協定 ETS/STE No. 002 (同第 2 号) 及びその附属議定書 5 件² (同第 3 ないし 7 号)
- ・ 欧州人権条約 ETS/STE No. 005 (以下「ECHR」という) (同第 8 号) 及びその附属議定書 10 件³ (同第 9 ないし 18 号)
- ・ 欧州テロリズム防止条約 ETS/STE No. 090 (同第 19 号)
- ・ 欧州地方自治憲章 ETS/STE No. 122 (同第 20 号)
- ・ 改訂欧州社会憲章 ETS/STE No. 163 (同第 21 号)

これらはいずれも C o E 加盟国であることを締約要件とすることから C o E においては既に露の C o E 除名により当然に廃棄の旨条約データベースに示されており、これらを含む露が署名ないし批准済の 73 件の欧州条約の現状について、次の 19 件が廃棄されている旨が示されている⁴ (2023 年 6 月 22 日現在)。

○露が C o E 加盟国として廃棄済の条約： 2 件

- ・ 考古学遺産の保護に関する欧州条約 ETS/STE No. 066 (2011 年 10 月 12 日廃棄)
- ・ 欧州スポーツ競技、特にサッカー試合における観客の暴力・非行に関する欧州条約 ETS/STE No. 120 (2017 年 10 月 3 日廃棄)

○露の C o E 除名時 (2022 年 3 月 16 日) に廃棄の扱いとされている条約： 16 件

(露掲記の上記 21 条約中、ECHR の附属議定書中現存しない 6 件⁵を除く 15 条約及びテロリズム防止条約改正議定書 ETS/STE No. 190)

○露の C o E 除名後、廃棄されたもの： 1 件

- ・ 汚職に関する刑事法条約 ETS/STE No. 173 (2023 年 3 月 20 日廃棄)⁶ (以下「汚職刑事法条約」という)

なお、ECHR 第 6 附属議定書 ETS/STE No. 114 については、露は 1997 年 4 月 16 日に署名したものの未批准となっていたところ (拙稿 121 頁)、ECHR 廃棄の発効日となる 2022 年 9 月 16 日に署名国でなくなった扱いとなっている。

以上により、露の C o E 除名後に廃棄された条約としては、これまでのところ汚職刑事法条約のみであることが確認できる。同条約に関する露による廃棄通告は、C o E 条約終

² C o E 免責特権一般協定に対する附属議定書 ETS/STE No. 010、同第 2 議定書 ETS/STE No. 022、同第 4 議定書 ETS/STE No. 036、同第 5 議定書 ETS/STE No. 137 及び同第 6 議定書 ETS/STE No. 162。

³ 掲記されているのは、(第 1) 議定書 ETS/STE No. 009、第 2 議定書 ETS/STE No. 044、第 3 議定書 ETS/STE No. 045、第 4 議定書 ETS/STE No. 046、第 5 議定書 ETS/STE No. 055、第 7 議定書 ETS/STE No. 117、第 8 議定書 ETS/STE No. 118、第 11 議定書 ETS/STE No. 155、第 14 議定書 ETS/STE No. 194、第 15 議定書 ETS/STE No. 213 の 10 件。

⁴ C o E 条約データベース <<https://www.coe.int/en/web/conventions/by-non-member-states-of-the-coe-or-the-european-union?module=treaties-full-list-signature&CodePays=RUS&CodeSignatureEnum=&DateStatus=06-22-2023&CodeMatiere=>>

⁵ 露が C o E 条約終了法において終了すると掲記した ECHR の附属議定書 10 件の内 6 件 (第 2、第 3、第 5、第 8、第 11、第 14 の各議定書) については発効し、親条約の ECHR に統合されている。

⁶ 本条約については、1999 年 1 月 27 日露署名、2006 年 10 月 4 日批准、2007 年 2 月 1 日露につき発効。

了法制定後となる2023年3月14日付露外相発C o E事務総長宛書簡により同条約第42条に基づき行われ、3月20日接到、2023年7月1日付にて発効する運びとなっている⁷。

今次のC o E条約終了法は、ロシア連邦の国際条約に関する1995年7月15日連邦法第101-FZ号⁸を踏まえ、批准済条約の国内法としての効力を整理したものと捉えることができる一方、露が批准済の欧州条約のうち、C o E条約終了法には掲記されていない主なものとして次に掲げるような条約がある⁹。これら条約については、2022年3月15日付露外務省声明の建前上、今後とも締約国と露との協力関係が維持されると理解される。

- ①欧州文化条約 ETS/STE No. 018 (1991年2月21日批准、同日露につき発効)
- ②欧州犯罪人引渡条約 ETS/STE No. 024 (1999年11月7日露署名、1999年12月10日批准、2000年3月9日露につき発効)
- ③個人データの自動処理に関する個人の保護のための条約 ETS/STE No. 108 (2001年11月7日露署名、2013年5月15日批准、2013年9月1日露につき発効)¹⁰
- ④受刑者移送条約 ETS/STE No. 112 (2005年4月7日露署名、2007年8月28日批准、2007年12月1日露につき発効)
- ⑤税務行政執行共助条約 ETS/STE No. 127 (2011年11月3日露署名、2015年3月4日批准、2015年7月1日露につき発効)

2. 露によるウクライナ侵略により生じた損害を登録する機関の設立（短報）

(1) 損害登録機関の設立

C o Eは、2023年5月12日、閣僚委員会決議により、露によるウクライナ侵略により生じた損害を登録する機関の設立に関する規程を決定した¹¹。さらに、2023年5月16及び17両日のレイキャヴィクにおける第4回首脳会議において（拙稿124頁）、「レイキャヴィク宣言：価値をめぐる団結」が採択され¹²、さらに、この損害登録機関への政治的支持を示す政

⁷ Notification of Denunciation (JJ9475C, Tr./173-199) <<https://rm.coe.int/0900001680aaab6b>>

露は、汚職刑事法条約の廃棄通告と併せ、同条約及び露未署名の汚職民事法条約 ETS/STE No. 174の実施状況監視機能を担う関係国による部会であるGRECO（腐敗防止参加国部会 Group of States against Corruption (1999年5月設立)）の脱退宣言を通知しており、7月1日付けで構成員でなくなる。なお、露はC o E除名によりGRECO構成員でなくなるとされていたが、同部会が汚職刑事法条約の下での機能行使する場合は除外されていた（露が加盟国でなくなったことに伴う法的財政的結果に関する決議（C o E閣僚委員会決議 CM/Res (2022)3 (2022年3月23日、拙稿120頁脚注96) 第6項）。

⁸ Федеральный закон от 15.07.1995 г. № 101-ФЗ О международных договорах Российской Федерации <<http://www.kremlin.ru/acts/bank/8063>>

⁹ ここに掲げた5条約のうち、④及び⑤については我が国も締約国となっている。

¹⁰ なお、露は2022年3月16日C o E除名により、署名済未批准の条約について、批准書寄託が認められないこととなり、これら条約への署名は同日付にて停止とみなされることから（C o E閣僚委員会決議 CM/Res (2022)3 (2022年3月23日) 第9項）、同条約の改正議定書ETS/STE No. 223 (2018年10月19日露署名、未批准)に対する署名は停止とみなされている。

同様に署名済未批准のため署名の停止とみなされた条約として、C o E人の臓器売買禁止条約 ETS/STE No. 216 (2015年9月24日露署名、未批准) など相当数がある。

¹¹ Enlarged Partial Agreement on the Register of Damage Caused by the Aggression of the Russian Federation Against Ukraine (C o E閣僚委員会決議 CM/Res (2023)3 (2023年5月12日)) <<https://rm.coe.int/cm-res-2023-3-en/1680ab40c5>>

¹² Reykjavík Declaration: United around our values (2023年5月16-17日、於 レイキャヴィク) <<https://rm.coe.int/4th-summit-of-heads-of-state-and-government-of-the-council-of-europe/1680ab40c1>>

治宣言に署名され、ウクライナ国民への支持を表明されるとともに、かかる損害登録機関への関係国の参加が呼び掛けられた。この損害登録機関 the Register of Damage Caused by the Aggression of the Russian Federation Against Ukraine / le Registre des dommages causés par l'agression de la Fédération de Russie contre l'Ukraine は、2022年2月24日以降の露のウクライナに対する国際違法行為による損害に関する証拠及び請求の登録を行うことを目的に、C o Eの枠組みの下に設立され、蘭のハーグに置かれる。損害登録機関への参加は、C o E加盟国、オブザーバー国及びEUに加え、国連緊急特別総会決議 A/RES/ES-11/5（2022年11月14日）に賛成した諸国に開かれており（規程第4条第1項）、5月16日現在、日本を含む40か国及び1国際機関（EU）が参加している¹³。

C o Eは、2022年9月15日、ウクライナ・アカウントビリティー・ハイレベル会合（2022年7月14日、於 ハーグ¹⁴）及びウクライナ復興会議（2022年7月4ないし5日、於 ルガーノ¹⁵）の成果を踏まえ、深刻な国際法違反の責任を問うための包括的システムの早期担保の必要性を訴える閣僚委員会決定 CM/Del/Dec(2022)1442/2.3 を行っていた¹⁶。その後、国連の緊急特別総会決議 A/RES/ES-11/5（2022年11月14日）において、露によるウクライナにおける国際的違法行為に起因する損害に関する文書形式の国際的損害記録簿作成を勧告された。

その後C o Eにおいては、2022年12月12日、C o E議員会議の法務・人権委員会（於 パリ）において、ウクライナのI. R. ムードラ司法副大臣から、補償メカニズムに関するウクライナ政府の提案を聴取した後¹⁷、2023年1月26日、C o E議員会議における露によるウ

¹³ C o E 条約データベース <<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=partial-agreement-members&numeroAp=17>> による。

加盟国 Participants は義務的拠出を伴い加盟国会議における投票権を有し、準加盟国 Associate Members は義務的拠出を伴わないが加盟国会議における投票権を有しない（なお、加盟国会議による勧告金額の拠出により、当該予算年度の投票権を得る）。加盟国はC o E加盟46か国中34か国、準加盟国はアルバニア、リヒテンシュタイン、モルドヴァに加え、オブザーバー3か国（加、日、米）及びEUであり、アンドラ、ブルガリア、スイス及びメキシコ（オブザーバー）の4か国は参加の意向を表明しているという（2023年5月17日付C o Eプレスリリース）。

なお、国連緊急特別総会決議 A/RES/ES-11/5 の採決において、C o E加盟国中反対した国はないが、アルメニア及びセルビアが棄権、同アゼルバイジャンは不投票であり（表2. 参照）、C o E加盟国としては、これら3か国に加え、同決議案に賛成したボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ハンガリー（いずれも共同提案国）及びトルコの3か国が未参加となっている（C o E閣僚委員会決議 CM/Res(2023)3（脚注11）前文参照）。

¹⁴ Political Declaration of the Ministerial Ukraine Accountability Conference <<https://www.government.nl/documents/diplomatic-statements/2022/07/14/political-declaration-of-the-ministerial-ukraine-accountability-conference>>

この宣言においては、適切な基準に従った証拠収集・保全の重要性について強調するとされていた（第12項）。

¹⁵ スイス政府及びウクライナ政府共催による「ウクライナの復興に関する国際会議」で、会議の成果として、参加国・機関が確認する形でウクライナ復興の指針となる原則をまとめた「ルガーノ宣言Outcome Document of the Ukraine Recovery Conference URC2022, 'Lugano Declaration'」<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100366551.pdf>> が発出された。我が国からは、鈴木貴子外務副大臣（当時）が出席した。

¹⁶ Consequences of the aggression of the Russian Federation against Ukraine, Accountability for international crimes CM/Del/Dec(2022)1442/2.3（2022年9月15日）<https://search.coe.int/cm/Pages/result_details.aspx?objectId=0900001680a8135a>

¹⁷ How Ukraine sees the process of establishment of compensation mechanism: Iryna Mudra performed at the PACE hearings（2022年12月13日付ウクライナ司法省プレスリリース）<<https://minjust.gov.ua/news/ministry/how-ukraine-sees-the-process-of-establishment-of-compensation-mechanism-iryna->

クライナ侵略についての国際特別刑事法廷設立に関する「露によるウクライナ侵略の法的
人権的側面に関する決議」Resolution 2482(2023)¹⁸により上記国連緊急特別総会決議を歓迎
するとともに(第18項)、欧州人権裁判所及び閣僚委員会における人権状況監視機能により
蓄積された経験というC o Eが有する比較優位性を強調し、C o Eとして損害登録機関
設立及びその後の運営において主導的役割を果たすべきとされていたのを受け、C o E閣
僚委員会決議 CM/Res(2023)3 (2023年5月12日)において同国連緊急特別総会決議を念頭
に置きつつこの損害登録機関の設立規程が決定された。

この損害登録機関設立に関するC o Eの決定については、5月19ないし21日に開催され
たG 7広島サミットにおいても、G 7として「C o Eの枠組みにおける、また、国連総会
からの要請に応えるための、ロシアによるウクライナ侵略により生じた損害を登録する機
関の設立を歓迎する」旨表明されている¹⁹。

(2) C o Eと国連との協力関係

C o Eと国連とは、1951年12月15日にC o E事務総長と国連事務総長との間で交わされ
た合意文書²⁰に基づき人権分野に限られない幅広い協力が重ねられてきている。1989年には、
総会決議 A/RES/44/6 により、C o Eに対する国連総会におけるオブザーバー資格²¹が付
与されている²²。

C o Eはこうした協力枠組みにおいて、ジュネーヴの国連欧州本部に小規模ながら常駐
の職員を配置しているが、ニューヨークの国連本部には常駐職員は置かれていない。C o
Eがサイバー空間における犯罪を取り締まる世界初の条約であるサイバー犯罪条約
ETS/STE No. 185 (2004年7月1日発効、いわゆるブダペスト条約)を作成したのに対し、
国連総会決議 A/RES/74/247 (2019年12月27日)により新たなサイバー犯罪条約の起草準備

mudra-performed-at-the-pace-hearings>

¹⁸ Legal and human rights aspects of the Russian Federation's aggression against Ukraine, Resolution 2482 (2023)1 <<https://pace.coe.int/pdf/af950f18903d947bda73c9e0a7689a2f41e9128cd2da8bd1bc2211277e4e666a/res.%202482.pdf>>

C o E 議員会議法務・人権委員会報告書 (2023年1月24日、D. コティエ報告委員 (スイス、ALDE)) <<https://pace.coe.int/files/31576/pdf>>

¹⁹ ウクライナに関するG 7首脳声明 (2023年5月19日) (仮訳) <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100506325.pdf>>

なお、G 7の構成国は全て、C o E加盟国 (仏・独・伊・英) 又はオブザーバー国 (加・日・米) となっている。

²⁰ Agreement between the Secretariat General of the Council of Europe and the Secretariat of the United Nations (1951年12月15日) <<http://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=090000168059acd8>>

Arrangements on Co-operation and Liaison between the Secretariats of the Council of Europe and the United Nations (1971年11月19日) <<http://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=090000168059acd9>>

²¹ Resolution on Observer status for the Council of Europe in the General Assembly (1989年) <<http://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=090000168059acd>> <https://digitallibrary.un.org/record/80097/files/A_RES_44_6-EN.pdf?ln=en>

²² C o Eと国連の協力関係 Co-operation between the United Nations and the Council of Europe, DER/Inf(2021)1 (2021年3月8日、C o E 対外関係局資料) <<https://rm.coe.int/derinf-2021-1-coe-un-cooperation-en/1680a1bc7c>>

が開始されることとなり、同分野における二極化が生じてしまったことに見られるように、C o Eによる国連に対する情報収集能力の低さが指摘されているという²³。今般、国連場裏において創設を勧告された機関がC o Eの枠組みの下に設けられたことは両機関の協力関係深化の新たな一例と見ることができるが、今次登録機関設立規程において両機関の関係に関する規定は置かれていない。

(3) ウクライナに対する侵略への救済・賠償の推進決議 A/RES/ES-11/5

国連緊急特別総会において、この決議が行われるに至った経緯及び同決議の概要は、次のとおりだった。

2022年2月24日の露によるウクライナ侵攻開始を受け国連安保理は迅速な対応を試みた。しかし、露の拒否権発動により有効な決議を行うに至らず、対応の主な場が緊急特別総会に移り累次の決議が行われているものの、今次ウクライナ危機は「国連史上最大の試練²⁴」となった。こうした中、2022年11月7日、ウクライナ、加、グアテマラ及び蘭により、決議案 A/ES-11/L.6 を添付し、国連緊急特別総会の再開が要請され、同月14日、緊急特別総会は四度再開された。この緊急特別総会において採択されたのが、露の損害賠償を含む法的責任を認識するとする前述の決議だった。

○ウクライナに対する侵略への救済・賠償の推進決議 A/RES/ES-11/5²⁵

[賛成94、反対14、棄権73、不投票12²⁶]

本決議案の趣旨説明において、ウクライナのS. O. キスリツァ国連常駐代表大使²⁷は、冒頭、旧約聖書から「すでにあったことはこれからもあり／すでに行われたことはこれからも行われる。／太陽の下、新しいことは何一つない。」「コヘレトの言葉」第1章第9節と引用した後、大戦後の敵に対する賠償権主張がソ連のV. M. モロトフ外相による発言だった旨を紹介しつつ、1991年のイラクによるクウェート侵攻・占領の補償に関する国連補償委員会 United Nations Compensation Commission U N C C の設置に関する安保理決議 S/RES/687(1991) 第18項に言及するとともに、コンセンサス採択された2件の総会決議

²³ 齋藤千紘・小島秀亮『欧州評議会〈人権の守護者〉』（信山社、令和4年）103頁。

²⁴ Dateline UN vol. 103 (2022年6月、国際連合広報センター) <<https://www.unic.or.jp/files/dlun103.pdf>>

²⁵ Furtherance of remedy and reparation for aggression against Ukraine, A/RES/ES-11/5 (2022年11月14日) <<http://www.undocs.org/en/A/RES/ES-11/5>>

²⁶ 緊急特別総会議事録 (2022年11月14日) A/ES-11/PV.15 <<http://www.undocs.org/en/A/ES-11/PV.15>> 及び A/ES-11/PV.16 <<http://www.undocs.org/en/A/ES-11/PV.16>>

²⁷ Сергій Олегович Кислиця [Sergiy Olehovych Kyslytsya] (1969年8月15日キーウ生れ)。ウクライナ外務省勤務を経て、同国外務副大臣 (2014ないし20年)。なお、ウクライナのC o E加盟当時 (1995年11月9日 (拙稿108頁))、ウクライナ外務省でC o E担当課長 (1994ないし96年) の経験があった。

昨2022年2月露によるウクライナ侵攻危機の高まりの中、ウクライナによる要請に応じ、2月23日午後9時30分 (ニューヨーク時間 (UTC-5)) に安保理緊急会合が開会されることとなっていたところ、これと同時に2月24日午前5時30分 (モスクワ時間 (UTC+3))、プーチン大統領によるテレビ演説において「特別軍事作戦」開始が表明された (拙稿111頁)。安保理会合において、キスリツァ大使は48分前に露による宣戦布告があったとして、議長を務める露のネベンジャ常駐代表大使に対し、議事を中断の上、プーチン大統領及びS. V. ラヴロフ外相に対し侵略を止めるよう電話するよう求めた上、ダンテの「神曲 La Divina Commedia」を踏まえ「戦争犯罪人らに煉獄 [Purgatorio] はなく、地獄 [Inferno] に直行するのみだ。There is no purgatory for war criminals; they go straight to hell.」と発言したことで知られる (安保理議事録 S/PV.8974 (2022年2月23日) <<https://undocs.org/en/S/PV.8974>>))。

である「国家責任条文草案」(総会決議 A/RES/56/83 (2001年12月12日)) から同第31条(被害に対する賠償の義務)及び「国際人権法の重大な違反及び国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済及び賠償に関する基本原則及びガイドライン」(総会決議 A/RES/60/147 (2005年12月16日)) からその第15項(損害賠償の目的)についてそれぞれ引用した。

この決議においては、露はウクライナにおけるあらゆる国際法違反の責任を負わなければならないとして、露によるウクライナにおける国際的違法行為に起因する、全ての自然人、法人及びウクライナ国家に対する損害、損失 loss 及び被害に関する証拠と請求情報の記録として使用し、かつ証拠収集を促進・調整するため、文書形式で国際的な損害記録簿 an international register of damage を、国連加盟国がウクライナと協力して作成するよう勧告している(第4項)。同様の任務を有する機関としては、国連総会の補助機関として設置されたパレスチナ占領地域における壁の建設による損害の国際連合登録簿 United Nations Register of Damage caused by the Construction of the Wall in the Occupied Palestinian Territory UNR o D (2006年)の例があった。また、1991年、安保理の補助機関として設置されたUNCCについても設置目的において重なるところがある。

国連緊急特別総会決議 A/RES/ES-11/5 においては、UNCCやUNR o Dの例とは異なり、この損害登録機関を国連の下に設ける旨明記されていない。決議案審議においては、この機関を国連外の枠組の下に設けることが想定されるとして、その活動に国連総会による監視が及ばないなど批判があった(V. A. ネベンジャ露常駐代表大使他)。前述のとおりこの決議には73か国という一連の決議中では最も多くの国が棄権しており、賛成国についても94か国と過半数に僅かながら及ばず国連加盟国の圧倒的多数の賛同を得られた訳ではなかった。こうした点について単純な比較はできないものの、UNCC設置に関する安保理決議 S/RES/687(1991) (1991年4月3日)について、全ての常任理事国の賛成が得られ、反対は1国(キューバ)、棄権は2か国(エクアドル及びイエメン)にとどまったこと²⁸、あるいはUNR o D設置に関する緊急特別総会決議 A/RES/ES-10/17 (2006年12月15日)もまた中、仏、露、英を含む162か国の賛成が得られ、反対は7か国(豪、ミクロネシア、イスラエル、マーシャル諸島、ナウル、パラオ、米)、棄権は7か国(加他6か国)、不投票が16か国²⁹にとどまったのとは状況が異なる。今回、仮に損害登録機関を国連に置くとすると、設立手続自体に困難が伴うばかりでなく、困難を押し実現させたとしても機能不全に陥る可能性が想定された中で起草された案だったことが分かる。

なお、今次の国連における他のウクライナ危機関連の国連決議中賛成国数が最も少な

²⁸ 安保理議事録 S/PV. 2981 (1991年4月3日)。UNCCは、ジュネーヴの国連欧州本部に置かれた。

²⁹ 第10回国連緊急特別総会議事録 A/ES-10/PV. 31 (2006年12月15日)。UNR o Dは、国連ウィーン事務局に置かれた。

かったのは緊急特別総会決議 A/RES/ES-11/3 (2022年4月7日) であって、賛成93か国だった。この決議は、国連人権理事会設立決議³⁰に基づく理事資格停止の効果を持つ³¹。

以上に関連して、2014年2月以降のウクライナ危機関連の国連決議等について全加盟国の賛否を〔附〕(表2.)に掲げる。

3. UNESCO第45回世界遺産委員会の開催日・開催地決定、オデーサ旧市街の世界遺産登録

(1) UNESCO第45回世界遺産委員会の開催日・開催地決定

第45回世界遺産委員会は、当初、2022年6月19ないし30日に露連邦タタールスタン共和国の首都カザンにおいて開催が予定されていたが、同年4月21日、無期延期とされていた(拙稿123頁脚注116)³²。その後、露のA. I. クズネツォフUNESCO常駐代表から、2022年11月22日付世界遺産委員会委員宛書簡により、自らの任期満了により第45回世界遺産委員会委員長としての職責を果たすことができなくなった旨通告され、露による事実上の同委員会主宰断念が表明されたのを受け、2023年1月24及び25の両日、世界遺産委員会の第18回臨時会がパリのUNESCO本部において開催され、未開催となっていた第45回委員会は、2023年9月10ないし25日、サウジアラビアのリヤドにおいて開催することが決定された(決定 18 EXT.COM 3³³)。

(2) オデーサ旧市街の世界遺産登録

この間、ウクライナ侵略の戦火はオデーサにも及んだことから、ウクライナのV. O. ゼレンスキー大統領が第215回UNESCO総会(10月5ないし19日、於 パリ)宛オデーサ旧市街を至急世界遺産及び危機遺産に登録するよう要請するビデオメッセージを送るとともに、同執行理事会に対しオデーサ旧市街の世界遺産登録を申請したところ³⁴、2023年1

³⁰ 2006年3月15日、総会決議「人権理事会 Human Rights Council」A/RES/60/251 [賛成170、反対4 (イスラエル、マーシャル諸島、パラオ、米)、棄権3 (ベラルーシ、イラン、ベネズエラ)] (国際連合広報センター邦訳 <https://www.un.org/fr/files/a_res_60_251.pdf>)

³¹ 国連人権理事会における理事国資格については、同理事会創設に関する総会決議 A/RES/60/251 (2006年3月15日) 第8項第3文「総会は、出席し且つ投票した加盟国の3分の2により、重大且つ組織的な人権侵害を行った理事国の理事会におけるその身分を停止することができる。」と定められており、2011年のリビア以来の2例目となった。なお、緊急特別総会決議 A/RES/ES-11/3 第2項において、本件資格停止は適宜見直すこととされていたが、同決議採択後、G. V. クズミン露次席代表から、同日、同国は任期満了(2023年末)前に理事国を辞任することを決定した旨の発言があったため、当面の復帰可能性はなくなった。

³² 45e session élargie du Comité du patrimoine mondial, Reportée <<https://whc.unesco.org/fr/sessions/45COM/>>

Première réunion du Bureau de la 45e session du Comité du patrimoine mondial (2022年7月8日)
Décisions adoptées, WHC/22/45.COM/BUR.1 <<https://whc.unesco.org/document/195657>>

Deuxième réunion du Bureau de la 45e session du Comité du patrimoine mondial (2022年7月20日)
Décisions adoptées, WHC/22/45.COM/BUR.2 <<https://whc.unesco.org/document/195661>>

³³ Report of the Decisions adopted during the 18th extraordinary session of the World Heritage Committee (UNESCO, 2023), WHC/23/18.EXT.COM/6 <<https://whc.unesco.org/document/197996>>

³⁴ UNESCOプレスリリース (2022年10月11日付)

A l'UNESCO, le Président Zelensky officialise la candidature d'Odessa au Patrimoine mondial <<https://www.unesco.org/fr/articles/lunesco-le-president-zelensky-officialise-la-candidature-dodessa-au-patrimoine-mondial?hub=701>>

月25日、上述の臨時会において「Historic Center of the Port City of Odesa / Le centre historique de la ville portuaire d'Odesa 港湾都市オデーサの旧市街」としてその世界遺産登録が決定されている（決定 18 EXT.COM 5.2³⁵）。

こうした動きの後、V. V. プーチン大統領は、2023年3月18日、クリミア併合9周年を機に、クリミアの港湾都市セヴァストーポリを訪問し³⁶、同市西郊に位置する世界遺産「古代都市「タウリカのヘルソネソス」とそのホーラ」を訪れた³⁷。国際刑事裁判所 I C C t 予審第二法廷による、ウクライナ南部の占領地から露への子供の移送・連れ去りについてプーチン大統領及びM. リヴォヴァ＝ベロヴァ大統領全権代表（子供の権利担当）に対する逮捕状を発出したのは（3月17日）、その前日だった³⁸。

4. 北極評議会における議長国交替

北極評議会 Arctic Council (AC) においては、露の議長国の下で公式会合及び分野別作業部会WGは開催されていなかったところ（拙稿123頁脚注120）、2023年5月11日、第13回評議会が、ロシアのサレハルドにおいてオンライン形式により開催され、共同声明により、露の議長国終了及びノルウェーの議長国開始が確認された³⁹。

露は、北極海沿岸国中最長の海岸線を占めており、ACが、露の参加・協力なしに、本来の目的である「北極における持続可能な開発、環境保護といった共通の課題について協力等を促進すること」に沿った成果を挙げられるかどうかは引き続き懸念される。そうした中、2023年3月4ないし6日、東京において、「北極サークル日本フォーラム」が、約20の参加国・地域から、議会関係者、政府関係者、研究者、企業関係者、NPO関係者等約300人の参加を得て開催されている⁴⁰。

³⁵ WHC/23/18.EXT.COM/6（脚注33）

³⁶ Владимир Путин посетил Севастополь（ウラジーミル・プーチン、セヴァストーポリを訪問）（2023年3月18日付露大統領府プレスリリース）〈<http://www.kremlin.ru/events/president/news/70741>〉

³⁷ Cité antique de Chersonèse Taurique et sa chôra / Ancient City of Tauric Chersonese and its Chora [Стародавнє місто Херсонес Таврійський та його хора, Древний город Херсонес Таврический и его хора] 〈<https://whc.unesco.org/fr/list/1411/>〉

ウクライナ政府による申請により、2013年、世界遺産（文化遺産）として登録された地域。2014年3月のクリミア併合を経て、2015年8月1日、露が同地域は自らの管轄下にある旨宣言した。

³⁸ Situation in Ukraine: ICC judges issue arrest warrants against Vladimir Vladimirovich Putin and Maria Alekseyevna Lvova-Belova（2023年3月17日付 I C C t プレスリリース）〈<https://www.icc-cpi.int/news/situation-ukraine-icc-judges-issue-arrest-warrants-against-vladimir-vladimirovich-putin-and>〉

³⁹ Arctic Council Statement on the Occasion of the Thirteenth Meeting of the Arctic Council 〈https://oarchive.arctic-council.org/bitstream/handle/11374/3146/SPXRU202_2023_Final-Draft-AC-Statement.pdf?sequence=1&isAllowed=y〉

ARCTIC STATES AND INDIGENOUS PERMANENT PARTICIPANTS CONVENED FOR THE 13TH ARCTIC COUNCIL MEETING AND ISSUED STATEMENT（2023年5月11日付けACプレスリリース）〈<https://arctic-council.org/news/13th-arctic-council-meeting-salekhard/>〉

⁴⁰ 北極サークルは、2013年、グリムソン前アイスランド大統領の提唱により始められた、北極の諸課題について議論するフォーラム（北極サークル日本フォーラムの開催（令和5年3月20日、外務省）〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/msp/page24_002150.html〉 参照）。

〔附〕

ウクライナ危機関連の国連決議の賛否一覧(2014年2月ないし2023年3月)【資料】

2014年2月以降のウクライナ危機関連の国連決議(安全保障理事会、総会(通常総会及び緊急特別総会)、人権理事会における決議(否決された決議案を含む))及び安理議長又は事務総長による声明について、表1. に掲げる。今次ウクライナ危機に関する安理又は総会の会合には、①2014年2月28日付、ウクライナ国連常駐代表からの、クリミア自治共和国の情勢悪化によりウクライナにおける領土の一体性が脅威にさらされているとして、安理の緊急開会を求める安理議長宛書簡⁴¹による要請を議題としているものと、この書簡ではなく、②「ウクライナの平和及び安全保障の維持」を議題としているものがある⁴²。表1. においては、日付にいずれの議題によるものかを示す。なお、2022年4月26日の総会は、「国連システムの強化 Strengthening of the United Nations system」を議題としており、③と記した。安理において拒否権が行使された4件に当たり、露以外に反対の理事国はなく、賛否表示中に強調して示した。

さらに、各決議等のうち電子投票等により結果が記録されているものについては⁴³、全193加盟国⁴⁴の賛否を表2. に掲げる⁴⁵。ここに掲げる決議のうち、第11回緊急特別総会⁴⁶における6件の決議(2022年3月ないし2023年3月)については丸付き数字を付した。表2. においては、安理における採決の賛否についても採録するところ、常任理事国(中、仏、露、英、米)及び採決時ごとの非常任理事国10か国の順に表の上部にまとめた上でその他の加盟国を掲げる(それぞれアルファベット順)。

表3. は、表2. に基づき、一連の表決に当たり態度が一貫していた国々及びいずれかの決議案に反対した国々を軸に、主だった国々の賛否を一覧できるように整理したものであり、表中、国名記載ない国の投票態度は、賛成、棄権、不投票のいずれかであるところ、個々の賛否は表2. を参照されたい。なお、アゼルバイジャンは、旧ソ連の共和国ながらC S T Oに参加しておらず、緊急特別総会決議6件は全て不投票のところ、2014年の総会決議 A/RES/68/262 については賛成していた。また、トルクメニスタンは一連の決議は全て不投票のところ、同国は国連から承認された唯一の永世中立国である⁴⁷。

⁴¹ Letter dated 28 February 2014 from the Permanent Representative of Ukraine to the United Nations addressed to the President of the Security Council (S/2014/136) <<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N14/249/22/pdf/N1424922.pdf>>

本書簡は、2014年以降も言わば継続案件となっており(各年(2020及び21年を除く)、これを議題に開催)、2022年2月以降の安理(2022年中8回)、緊急特別総会もまたこれを議題に開催されている。

⁴² 2022年4月11日以降、安理においては「ウクライナの平和及び安全保障の維持 Maintenance of peace and security of Ukraine」(2022年中18回)が併用された。

⁴³ 国連総会手続規則第87条(b)「機械化された方法を用いた投票」参照。

⁴⁴ 直近の国連新規加盟は、2011年7月14日の南スーダン共和国加盟(総会決議 A/RES/65/308(コンセンサス採択)により承認(7月13日安理決議 S/RES/1999 参照))であって、同国は、スーダン共和国の南部10州が、2011年1月の住民投票を経て、同年7月9日、分離・独立したもので、193番目の国連加盟国となった。

⁴⁵ 採決結果は、国連ウェブサイトにおける各決議等・議事録及び United Nations Digital Library <<https://digitallibrary.un.org/>> 所収の投票データ検索(可決決議案のみ)によった。

⁴⁶ Eleventh Emergency Special Session <<https://www.un.org/en/ga/sessions/emergency11th.shtml>>

⁴⁷ トルクメニスタンは、1991年の独立に当たり独立国家共同体C I Sに加わったものの、1992年5月の集団安全保障条約C S T Oに署名しておらず、1995年12月12日、国連総会決議A/RES/50/80により永世中立宣言としての地位を承認された。C I Sにおいては、2005年のC I S首脳会合において準加盟国とされている。

ここで本資料に採録した決議等で、本誌において既に概要を取り上げたもの⁴⁸以外の概要をここに簡単に記す。

- ・2014年3月15日 安保理決議案 S/2014/189

ウクライナの領土的一体性を尊重し、3月16日に実施されようとしているクリミアの地位に関する住民投票⁴⁹の無効を宣言する案

- ・2014年3月27日 総会決議「ウクライナの領土的一体性」A/RES/68/262
- ・2014年7月21日 安保理決議 S/RES/2166(2014)

2014年7月17日、ウクライナのドネツク州において発生したマレーシア航空MH17便撃墜事件に関し、犠牲者を出したマレーシア、豪、蘭、ベルギー及びウクライナなどが共同提案した、事件に対する完全で徹底的かつ独立した国際的調査確立のための努力を支持するなどの内容

- ・2014年7月31日 総会決議「紛争の平和的解決、紛争予防・解決における仲介機能の強化」A/RES/68/303

2011年6月22日、国連総会において「武力紛争の防止 Prevention of armed conflict」を議題として行われた決議「紛争の平和的解決、紛争予防・解決における仲介機能の強化 Strengthening the role of mediation in the peaceful settlement of disputes, conflict prevention and resolution」A/RES/65/283 以来、同決議の名称に倣い「紛争の平和的解決、紛争予防・解決における仲介機能の強化(表1.において、この議題を①と記す)」を議題とし行われた決議 A/RES/66/291 (2012年9月13日) を含め累次行われてきている決議であって、ウクライナ危機に直接関連する決議とはいえないが、露によるウクライナ侵攻開始後の2014年7月の本件決議案審議に当たり、冒頭、J. W. アシェ 総会副議長 (アンティグア・バーブーダ (T. モント議長 (カメルーン) 不在のため副議長が主宰)) から、総会決議「ウクライナの領土的一体性」A/RES/68/262 (2014年3月27日) に言及があったことも考慮し、総会決議 A/RES/70/304 (2016年9月9日) と併せて参考までに併掲する。

⁴⁸ ①、②、③の決議及び総会決議 A/RES/76/262 に関し、
寺林裕介・今井和昌・荒木千帆美・目黒晋太郎「ロシアによるウクライナ侵略(1) 主な経過ーロシアの軍事行動と国連、G7等の対応ー」『立法と調査』No. 448 (令4. 7. 29) 「2. 国際連合の対応とその限界」
①ないし⑥の決議概要及び賛否に関し、
島村智子「ロシアによるウクライナに対する「侵略」と国連の対応 3 総会の緊急特別会期における対応」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No. 1229 (国立国会図書館調査及び立法考査局、2023. 3. 29)
藤生将治「ウクライナ情勢をめぐるグローバル・サウスの動向 — 国連総会決議をめぐる各国の投票行動を中心に —」『立法と調査』No. 457 (令5. 6. 1)
①ないし⑤の決議におけるバルト三国を除く旧ソ連12か国の投票行動分析に関し、
廣瀬陽子「ウクライナ侵攻後のロシアの国際関係」『大國間競争時代のロシア』((公財) 日本国際問題研究所、2023年)

⁴⁹ 露によるクリミア併合は、2014年3月6日クリミア自治共和国最高会議における露への編入を求める住民投票実施決議、同月11日独立宣言、同月16日独立を問う住民投票実施、翌17日クリミア自治共和国によるロシアへの編入要請を受け、編入条約への署名、同月21日右条約の批准手続完了という経過をたどった。
これに対し、ウクライナ憲法裁判所は、3月14日、クリミア自治共和国最高会議による住民投票実施決議に関し憲法違反による無効を宣告していた。

- 2015年7月29日 安保理決議案 S/2015/562
マレーシア航空MH17便撃墜事件に関し、安保理決議 S/RES/2166(2014) (2014年7月21日) からの1年経過を機に、上記5か国などの共同提案による、撃墜事件の責任者訴追を目的とする国際刑法廷の設置を求める案
- 2016年9月9日 総会決議「紛争の平和的解決、紛争予防・解決における仲介機能の強化」 A/RES/70/304
- 2018年6月6日 安保理議長声明 S/PRST/2018/12
東ウクライナ情勢に関し憂慮するとともに、安保理決議 S/RES/2166(2014) を支持
- 2022年2月25日 安保理決議案 S/2022/155
米、アルバニア等83か国共同提出にかかる、露による国連憲章第2条4違反のウクライナ侵攻を遺憾 deplore とし、露軍の即時撤退を求める案
- 2022年5月6日 安保理議長声明 S/PRST/2022/3
ウクライナ危機の平和的解決を模索する事務総長の努力を強く支持
- 2022年9月29日 事務総長声明⁵⁰
2022年9月24から27日の間ドネツク人民共和国(ドネツク州)、ルガンスク人民共和国(ルハンスク州)、ザポリヅジャ州、ヘルソン州内の親露派勢力により自称「住民投票」が実施されたのを受け、9月27日、ウクライナの要請により安保理会合が開催され、V.ゼレンスキー・ウクライナ大統領がオンラインにより演説している。さらに、露が住民投票の結果を受け、これら地域の露編入を発表する式典を9月30日に挙げる旨発表された中、9月29日、A.グテーレス国連事務総長が「国連憲章は明快である。・・・武力による威嚇又は武力行使により他国の領土を併合する行為は、いかなるものも国連憲章及び国際法の諸原則の侵害となる」旨表明
- 2022年9月30日 安保理決議案 S/2022/720
米及びアルバニア提出にかかる、ウクライナ東南部4州における親露派による「住民投票」実施を非難し、ウクライナ領土のいかなる地位変更も認められないとする案
なお、本決議案は露の拒否権行使により否決されたが、ウクライナ危機に関し緊急特別総会召集のため、総会決議 A/RES/76/262 (2022年4月26日) に基づく拒否権行使の状況に関する討議を行うための総会招集⁵¹を要しない(同決議第1項後段)。

⁵⁰ Secretary-General's remarks on Russian decision on annexation of Ukrainian territory (2022年9月29日) <<https://www.un.org/sg/en/content/sg/speeches/2022-09-29/secretary-generals-remarks-russian-decision-annexation-of-ukrainian-territory%C2%A0>>

⁵¹ この新たな仕組みには緊急特別総会制度の補完が期待されるどころ、これまでに既に次の2例が生じている。その拒否権行使抑制の効果については限定的だったとする見解がある(吉川論文(脚注53))。

- 2022年6月8日総会
米提出にかかる北朝鮮に対する制裁強化に関する安保理決議案 S/2022/431 に対する中・露による拒否権行使(同年5月26日)に際し開催され、中国代表から、反対票は完全に合理的・正当であって、常任理事国としての権利の範囲内である旨発言あった(露代表の発言はなかった)。
- 2022年7月21日総会
アイルランド及びノルウェーの共同提出にかかるシリアにおけるクロスボーダー人道支援延長に関する安保理決議案 S/2022/538 に対する露による拒否権行使(同年7月8日)に際し開催されたもの。7月8日の安保理においては、同決議案否決[中は棄権]の後、露提出にかかる対案 S/2022/541 もまた否決されたが[賛成2(中・露)、反対(仏・英・米)、棄権10]、これは賛成が憲章第27条2所定の9票に満たな

拒否権等をめぐる議事手続上の論点

2014年以來のウクライナ危機をめぐり「安保理は瀕死の状況にあると言ってもよい⁵²」とすら言われる。この間4件の安保理決議案が露の拒否権により否決されたところ、いくつかの議事手続上の論点が提示されている。

(1) 紛争当事国の投票棄権義務

まず、国連憲章第27条3には、「但し、第6章及び第52条3に基く決定については、紛争当事国は、投票を棄権しなければならない。」との但書が置かれているにもかかわらず、一連の総会又は緊急特別総会において露が投票を棄権することはなかった。この但書適用においては、案件が「第6章及び第52条3に基く決定」に当たるとの解釈が前提となるものの、2014年3月のクリミア併合時、3月15日、安保理決議案S/2014/189が露の拒否権により否決され、同月27日、総会において改めて決議案A/68/L.39が審議された際、リヒテンシュタインのChr. ヴェナヴェーザー常駐代表大使は、安保理における拒否権行使に関し憲章第27条3但書を引用しつつ、今回の否決は国連のガバナンス上の重要な問題を提起しているとして、今回は同但書が適用されるべきだった旨の発言を行っている。当該発言は次のとおりだった⁵³（以下、下線はいずれも筆者による）。

“ **Mr. Wenaweser (Liechtenstein):** ...

The failed adoption of the draft resolution in the Security Council earlier this month raises important governance questions for the Organization. There has been a worrisome increase in the use of the veto and the threat thereof in the recent past, sometimes in a manner that prevented the United Nations from fulfilling its core functions. But the vote in the Council on 15 March (see S/PV.7138) gave rise to an additional concern that requires further consideration.

かったことによるものであって、仏英米による拒否権行使とはならない。7月21日の総会においては、露代表から、米英仏の反対票に言及しつつ、支援延長自体に反対はしないが、全会一致により行われた安保理決議S/RES/2585(2021)を全ての理事国が遵守することが条件となるとする自国の立場が述べられた。なお、本件に関しては、露・中の賛同を得られるための関係国による調整を経て、2023年1月9日、ブラジル及びスイスの共同提出による安保理決議S/RES/2672(2023) [全会一致]として議決された。

ここで、本稿からは離れるが、2022年7月8日の安保理においては、冒頭、安倍元総理の暗殺及びアンゴラのJ. E. サントス元大統領の逝去（いずれも同日）に当たり、黙祷が捧げられた旨を紹介する。

⁵² 令和5年4月12日、参議院外交・安全保障に関する調査会における北岡伸一参考人(東京大学名誉教授)の発言より。

「ウクライナ問題においては、もう安保理は瀕死の状況にあると言ってもよいわけなんですけれども、同時にそれは、安保理を改革しなくてはいけないという機運が盛り上がっているという意味でもありまして、一種のチャンスでもあります。これまで非常に消極的だったアメリカの態度は少し前向きになっているという事実があります。ただ、このウクライナ問題が、もう早く解決してほしいんですが、解決したらまた恐らくモメンタムも失われるでしょう。ですから、是非、ウクライナ問題を解決するためにもこの渦中で改革を進めたいというふうにしておる次第であります。」

⁵³ ここに引用した国連常駐代表による2件の発言については、次の文献がある。

吉川元偉「ロシアのウクライナ侵略への国際連合の対応」『国際法研究』第11号（2023.3）

また、関連して、中谷和宏「国際法から見たロシアのウクライナ侵略への対応」『月刊 経団連』（2022.7）がある。

According to paragraph 3 of Article 27 of the Charter of the United Nations, Council members that are parties to a dispute shall abstain from voting on decisions under Chapter VI of the Charter. It seems to us that this provision should have been applied — a perception that has been only strengthened by the events since. It is important that the question finds the attention of the wider membership, together with other urgent issues concerning the use of the veto.

(2) 紛争当事国による拒否権行使

次いで、2022年2月25日、安保理決議案 S/2022/155 の露の拒否権による否決の後、ノルウェーのM. ジュール常駐代表大使は次のとおり発言し、紛争当事国である露による拒否権発動に関し、国連憲章の精神に照らしての疑義を呈している⁵⁴。

“ **Ms. Juul** (Norway): Norway voted in favour of draft resolution S/2022/155. We deeply regret Russia’s veto. Preventing and ending acts of aggression is a direct responsibility of the Security Council. A veto cast by the aggressor undermines the purpose of the Council. It is a violation of the very foundation of the Charter of the United Nations. Furthermore, in the spirit of the Charter, as a party to a dispute Russia should have abstained from voting on the draft resolution.”

(3) 紛争当事国の議事主宰者交代等

さらに、同2月25日の安保理会合については露が議長国を務める月ごとの輪番に当たっていたところ、安保理仮手続規則第20条の「安全保障理事会の議長は、議長の責任の適切な遂行のために、自らが代表する理事国に直接関係のある特定の問題が審議される間、自身が理事会を主宰すべきではないと判断するときは、自らの決定を理事会に知らせるものとする。その場合、議長の職は、その問題の審議に関し、英語のアルファベット順で次に来る理事国の代表者に回るものと」する旨の規定にかかわらず、露が自ら議長席を譲ることはなかった。同日の安保理にはウクライナを始め決議案 S/2022/155 の共同提出国が仮手続規則第37条によりその加盟国の利害に特に影響があると安保理が認め出席を認められていたところ、ウクライナのキスリツァ常駐代表大使から露の議長職について常任理事国としての地位をも含め疑義が呈された。

“ **Mr. Kyslytsya** (Ukraine): ...

The Russian Federation, which by treachery occupied the seat of a Security Council member in 1991, daily violates not only the Charter but also the provisional rules of procedure of the Security Council. Indeed, if Russia did not violate the provisional rules, then Mr. Nebenzia would have to follow rule 20, ...”⁵⁵

⁵⁴ 安保理議事録 S/PV. 8979 (2022年2月25日) <<https://undocs.org/en/S/PV.8979>>

⁵⁵ キスリツァ大使が露の議長職を問題としたのはこれが初めてではなく、ウクライナ侵攻開始当日の安保理会

ウクライナは露の常任理事国としての地位について、繰り返し問題にしているところ、2022年12月26日、同国外務省は、露の安保理における地位について正統性を欠くとして、常任理事国資格を剥奪するよう求める声明を発した⁵⁶。同国によれば、露は、ソ連崩壊時、1991年12月24日付B. N. エリツィン大統領発J. P. デクエヤル国連事務総長宛書簡により、露がソ連を継承する旨を通知したに過ぎず⁵⁷、憲章第4条2が定める安保理及び総会における決定といった手続を経ておらず、ソ連が有していた常任理事国の地位の継承は正統性を欠くとしている⁵⁸。なお、露は、侵攻開始後14か月を経た2023年4月、再び安保理議長国となったが、この間ウクライナ危機関連の案件は議題とならなかった。

ここに紹介したような議事手続上の課題について必ずしも省みられているようには見えないが、常任理事国の間には特権を維持するための暗黙の合意があるという指摘がある⁵⁹。一方、2022年9月、L. トマス＝グリーンフィールド米国連常駐代表大使が、安保理において理事国、とりわけ常任理事国が守るべき六つの原則について表明し、拒否権行使の抑制、安保理改革の推進などを提案しており⁶⁰、今後の動向が注目される。

末筆ながら、国連において法的拘束力を有する決定を行い得る機関は安保理に限られ、緊急特別総会における決議は拘束力のある決定ではないが、「そこでの決定が持つ道義的な、政治的な意味というものは決して過小評価することはできない」旨の指摘⁶¹があることを紹介し、本稿を結ぶ。

合においても「... the Russian Federation should relinquish its responsibilities as President of the Security Council and pass those responsibilities to a legitimate member of Security Council that respects the Charter.」と述べていた(脚注27所収の安保理議事録 S/PV. 8974 (2022年2月23日))。

⁵⁶ Statement of the MFA of Ukraine on the illegitimacy of the Russian Federation's presence in the UN Security Council and in the United Nations as a whole <<https://mfa.gov.ua/en/news/zayava-mzs-ukrayini-shchodo-nelegitimnosti-perebuvannya-rosijskoyi-federaciyi-v-radi-bezpeki-oon-ta-organizaciyi-obyednanih-nacij-u-cilomu>>

⁵⁷ Letters from the UN Archives of Secretary-General Javier Perez de Cuellar <<https://ask.un.org/loader?fid=19456&type=1&key=90767ef0305af7e1f1b5c3434e26f797>>

その要旨が安全保障理事会報告書(1991年6月16日～1992年6月15日) A/47/2, Supplement No. 2 <https://digitallibrary.un.org/record/243834/files/A_47_2%28SUPP%29--A_47_2-EN.pdf?ln=en> に収録されている。

⁵⁸ 国連憲章における常任理事国に関する規定は制定以来改正されておらず、「中華民国、フランス、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国は、安全保障理事会の常任理事国となる。」と今日なお規定されている(憲章第23条第2文(傍点は筆者による))。

⁵⁹ 脚注52所収の調査会における北岡参考人の発言。

⁶⁰ Remarks by Ambassador Linda Thomas-Greenfield on the Future of the United Nations (2022年9月8日、サンフランシスコにおける講演) <<https://usun.usmission.gov/remarks-by-ambassador-linda-thomas-greenfield-on-the-future-of-the-united-nations/>>

Remarks by Ambassador Linda Thomas-Greenfield during a UN Press Briefing Previewing the United States' Participation and Priorities for UNGA77 (2022年9月16日、国連本部における会見) <<https://usun.usmission.gov/remarks-by-ambassador-linda-thomas-greenfield-during-a-un-press-briefing-previewing-the-united-states-participation-and-priorities-for-unga77/>>

⁶¹ 令和5年4月12日、参議院外交・安全保障に関する調査会における明石康参考人(公益財団法人国立京都国際会館理事長、元国連事務次長)の発言より。

表 1.

・2014年3月15日㉑	安保理決議案 S/2014/189	否決[賛成13、 反対1 、棄権1]
・2014年3月27日㉑	総会決議「ウクライナの領土的一体性」 A/RES/68/262	可決 [賛成100、反対11、棄権58、不投票24]
・2014年7月21日㉑	安保理決議 S/RES/2166(2014)	可決[賛成15]
〔	・2014年7月31日㉑ 総会決議「紛争の平和的解決、紛争予防・解決における仲介機能の強化」 A/RES/68/303	可決 (コンセンサス採択)
〕	・2015年7月29日㉑ 安保理決議案 S/2015/562	否決[賛成11、 反対1 、棄権3]
〔	・2016年9月9日㉑ 総会決議「紛争の平和的解決、紛争予防・解決における仲介機能の強化」 A/RES/70/304	可決 (コンセンサス採択)
〕	・2018年6月6日㉑ 安保理議長声明 S/PRST/2018/12	可決 (コンセンサス採択)
・2022年2月25日㉑	安保理決議案 S/2022/155	否決[賛成11、 反対1 、棄権3]
・2022年2月27日㉑	安保理決議 S/RES/2623(2022)	可決[賛成11、 反対1 ⁶² 、棄権3]
・2022年3月2日㉑	①緊急特別総会決議「ウクライナに対する侵略」 A/RES/ES-11/1	可決 [賛成141、反対5、棄権35、不投票12]
・2022年3月4日	人権理事会決議「露による侵略に起因するウクライナにおける人権状況」 A/HRC/RES/49/1	可決 [賛成32、反対2、棄権13]
・2022年3月24日㉑	②緊急特別総会決議「ウクライナに対する侵略がもたらす人道上の結果」 A/RES/ES-11/2	可決 [賛成140、反対5、棄権38、不投票10]
・2022年4月7日㉑	③緊急特別総会決議「人権理事会における露の資格停止」 A/RES/ES-11/3	可決 [賛成93、反対24、棄権58、不投票18]
・2022年4月26日㉑	総会決議「安保理において拒否権が行使された場合の総会の責務」 A/RES/76/262	可決 (コンセンサス採択)
・2022年5月6日㉑	安保理議長声明 S/PRST/2022/3	可決 (コンセンサス採択)
・2022年5月12日	人権理事会決議「露による侵略に起因するウクライナにおける人権状況の悪化」 A/HRC/RES/S-34/1	可決 [賛成33、反対2、棄権12]
・2022年9月29日	事務総長声明	
・2022年9月30日㉑	安保理決議案 S/2022/720	否決[賛成10、 反対1 、棄権4]
・2022年10月12日㉑	④緊急特別総会決議「ウクライナの領土的一体性 (国連憲章の諸原則擁護)」 A/RES/ES-11/4	可決 [賛成143、反対5、棄権35、不投票10]
・2022年11月14日㉑	⑤緊急特別総会決議「ウクライナに対する侵略への救済・補償の推進」 A/RES/ES-11/5	可決 [賛成94、反対14、棄権73、不投票12]
・2023年2月23日㉑	⑥緊急特別総会決議「ウクライナにおける包括的、公正かつ永続的な平和の基礎となる国連憲章の諸原則」 A/RES/ES-11/6	可決 [賛成141、反対7、棄権32、不投票13]

⁶² 本件は憲章第27条2が定める手続事項であって、露によるこの反対票は拒否権とはならない。

表 2.

	S/2014/189	A/RES/68/262	S/RES/2166(2014)	S/2015/562	S/2022/155	S/RES/2623(2022)	①A/RES/ES-11/1	A/HRC/RES/49/1	②A/RES/ES-11/2	③A/RES/ES-11/3	A/HRC/RES/S-34/1	S/2022/720	④A/RES/ES-11/4	⑤A/RES/ES-11/5	⑥A/RES/ES-11/6
	2014/3/15	2014/3/27	2014/7/21	2015/1/29	2022/2/25	2022/2/27	2022/3/2	2022/3/4	2022/3/24	2022/4/7	2022/5/12	2022/9/30	2022/10/12	2022/11/14	2023/2/23
	否	可	可	否	否	可	可	可	可	可	可	否	可	可	可
CHINA	A	A	Y	A	A	A	A	A	A	N	N	A	A	N	A
FRANCE	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
RUSSIAN FEDERATION	V	N	Y	V	V	N	N	N	N	N	N	V	N	N	N
UNITED KINGDOM	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
UNITED STATES	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
ARGENTINA	Y	A	Y				Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y
AUSTRALIA	Y	Y	Y	.	.		Y	.	Y	Y			Y	Y	Y
CHAD	Y	Y	Y	Y			Y		Y	Y			Y	Y	Y
CHILE	Y	Y	Y	Y	.		Y		Y	Y			Y	Y	Y
JORDAN	Y	Y	Y	Y			Y		Y	A			Y	A	Y
LITHUANIA	Y	Y	Y	Y	.		Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y
LUXEMBOURG	Y	Y	Y		.		Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y
NIGERIA	Y	Y	Y	Y			Y		Y	A			Y	A	Y
REPUBLIC OF KOREA	Y	Y	Y		.		Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y
RWANDA	Y	A	Y				Y		Y	O			Y	A	Y
ANGOLA		A		A			A		A	A			Y	A	A
MALAYSIA		Y	.	Y			Y	Y	Y	A	Y		Y	A	Y
NEW ZEALAND	.	Y	.	Y	.		Y		Y	Y			Y	Y	Y
SPAIN	.	Y		Y	.		Y	.	Y	Y	.		Y	Y	Y
VENEZUELA (BOLIVARIAN REPUBLIC OF)		N		A			O	A	O	O	A		O	O	O
ALBANIA	.	Y			Y	Y	Y	.	Y	Y	.	Y	Y	Y	Y
BRAZIL		A			Y	Y	Y	Y	Y	A	Y	A	Y	A	Y
GABON		A			Y	Y	Y	A	Y	N	Y	A	Y	A	A
GHANA		O			Y	Y	Y	Y	Y	A	Y	Y	Y	Y	Y
INDIA		A			A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
IRELAND	.	Y	.	.	Y	Y	Y	.	Y	Y	.	Y	Y	Y	Y
KENYA		A			Y	Y	Y		Y	A		Y	Y	Y	Y
MEXICO		Y			Y	Y	Y	Y	Y	A	Y	Y	Y	Y	Y
NORWAY	.	Y			Y	Y	Y		Y	Y	.	Y	Y	Y	Y
UNITED ARAB EMIRATES		O			A	A	Y	Y	Y	A	Y	Y	Y	A	Y
AFGHANISTAN		A					Y		Y	O			Y	Y	Y
ALGERIA		A					A		A	N			A	A	A
ANDORRA		Y			.		Y		Y	Y			Y	Y	Y
ANTIGUA AND BARBUDA		A			.		Y		Y	Y			Y	A	Y
ARMENIA		N					A	A	A	O	A		A	A	A
AUSTRIA	.	Y			.		Y	.	Y	Y	.		Y	Y	Y
AZERBAIJAN		Y					O		O	O			O	O	O
BAHAMAS		Y			.		Y		Y	Y			Y	N	Y
BAHRAIN		Y					Y		Y	A			Y	A	Y
BANGLADESH		A					A		Y	A			Y	A	A
BARBADOS		Y			.		Y		Y	A			Y	A	Y
BELARUS		N					N		N	N			N	N	N
BELGIUM	.	Y	.	.	.		Y	.	Y	Y	.		Y	Y	Y
BELIZE		O			.		Y		Y	A			Y	A	Y
BENIN		Y					Y	Y	Y	O	Y		Y	Y	Y
BHUTAN		Y					Y		Y	A			Y	A	Y
BOLIVIA (PLURINATIONAL STATE OF)		N					A	A	A	N	A		A	A	A
BOSNIA AND HERZEGOVINA		O			.		Y		Y	Y			Y	Y	Y
BOTSWANA		A			.		Y		A	A			Y	A	Y
BRUNEI DARUSSALAM		A					Y		A	A			Y	A	Y
BULGARIA	.	Y			.		Y	.	Y	Y	.		Y	Y	Y
BURKINA FASO		A					O		O	O			O	O	O
BURUNDI		A					A		A	N			A	A	A

	S/2014/189	A/RES/68/262	S/RES/2166(2014)	S/2015/662	S/2022/155	S/RES/2623(2022)	①A/RES/ES-11/1	A/HRC/RES/49/1	②A/RES/ES-11/2	③A/RES/ES-11/3	A/HRC/RES/S-34/1	S/2022/720	④A/RES/ES-11/4	⑤A/RES/ES-11/5	⑥A/RES/ES-11/6
	2014/3/15	2014/3/27	2014/7/21	2015/7/29	2022/2/25	2022/2/27	2022/3/2	2022/3/4	2022/3/24	2022/4/7	2022/5/12	2022/9/30	2022/10/12	2022/11/14	2023/2/23
	採	可	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採	採
CABO VERDE		Y					Y		Y	A			Y	Y	Y
CAMBODIA		A					Y		Y	A			Y	A	Y
CAMEROON		Y					O	A	O	A	A		O	O	O
CANADA	·	Y	·	·	·		Y		Y	Y	·		Y	Y	Y
CENTRAL AFRICAN REPUBLIC		Y					A		A	N			A	N	A
COLOMBIA		Y			·		Y		Y	Y			Y	Y	Y
COMOROS		A					Y		O	Y			Y	Y	Y
CONGO		O					A		A	N			A	A	A
COSTA RICA		Y			·		Y		Y	Y	·		Y	Y	Y
CÔTE D'IVOIRE		O					Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y
CROATIA	·	Y			·		Y	·	Y	Y	·		Y	Y	Y
CUBA		N					A	A	A	N	A		A	N	A
CYPRUS	·	Y			·		Y	·	Y	Y	·		Y	Y	Y
CZECHIA*	·	Y			·		Y	·	Y	Y	Y		Y	Y	Y
DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF KOREA		N					N		N	N			N	N	N
DEMOCRATIC REPUBLIC OF THE CONGO		Y					Y		Y	Y			Y	O	Y
DENMARK	·	Y			·		Y	·	Y	Y	·		Y	Y	Y
DJIBOUTI		A					Y		Y	O			O	Y	Y
DOMINICA		A					Y		O	Y			Y	O	O
DOMINICAN REPUBLIC		Y			·		Y		Y	Y			Y	Y	Y
ECUADOR		A			·		Y		Y	Y			Y	Y	Y
EGYPT		A					Y		Y	A			Y	A	Y
EL SALVADOR		A					A		A	A			O	A	A
EQUATORIAL GUINEA		O					A		A	O			O	A	O
ERITREA		A					N	N	N	N	N		A	N	N
ESTONIA	·	Y			·		Y	·	Y	Y	·		Y	Y	Y
ESWATINI*		A					O		A	A			A	A	O
ETHIOPIA		A					O		A	N			A	N	A
FIJI		A			·		Y		Y	Y			Y	Y	Y
FINLAND	·	Y			·		Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y
GAMBIA		A			·		Y	Y	Y	A	Y		Y	A	Y
GEORGIA	·	Y			·		Y	·	Y	Y			Y	Y	Y
GERMANY	·	Y	·	·	·		Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y
GREECE	·	Y			·		Y	·	Y	Y	·		Y	Y	Y
GRENADA		O			·		Y		Y	Y			Y	A	O
GUATEMALA		Y			·		Y		Y	Y	·		Y	Y	Y
GUINEA		Y					O		O	O			A	A	A
GUINEA-BISSAU		O					O		A	A			Y	A	O
GUYANA		A					Y		Y	A			Y	A	Y
HAITI		Y			·		Y		Y	Y			Y	A	Y
HONDURAS		Y					Y	Y	Y	Y	Y		A	A	Y
HUNGARY	·	Y			·		Y		Y	Y	·		Y	Y	Y
ICELAND	·	Y			·		Y		Y	Y	·		Y	Y	Y
INDONESIA		Y	·				Y	Y	Y	A	Y		Y	A	Y
IRAN (ISLAMIC REPUBLIC OF)		O					A		A	N			O	N	A
IRAQ		A					A		Y	A			Y	A	Y
ISRAEL		O			·		Y		Y	Y			Y	A	Y
ITALY	·	Y	·	·	·		Y	·	Y	Y	·		Y	Y	Y
JAMAICA		A			·		Y		Y	Y			Y	A	Y
JAPAN	·	Y			·		Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y

	S/2014/189	A/RES/68/262	S/RES/2166(2014)	S/2015/562	S/2022/155	S/RES/2623(2022)	①A/RES/ES-11/1	A/HRC/RES/49/1	②A/RES/ES-11/2	③A/RES/ES-11/3	A/HRC/RES/S-34/1	S/2022/720	④A/RES/ES-11/4	⑤A/RES/ES-11/5	⑥A/RES/ES-11/6
	2014/3/15	2014/3/27	2014/7/21	2015/7/29	2022/2/25	2022/2/27	2022/3/2	2022/3/4	2022/3/24	2022/4/7	2022/5/12	2022/9/30	2022/10/12	2022/11/14	2023/2/23
	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
KAZAKHSTAN		A					A	A	A	N	A		A	A	A
KIRIBATI		Y			.		Y		Y	Y			Y	Y	Y
KUWAIT		Y			.		Y		Y	A			Y	Y	Y
KYRGYZSTAN		O					A		A	N			A	A	A
LAO PEOPLE'S DEMOCRATIC REPUBLIC		O					A		A	N			A	A	A
LATVIA	.	Y			.		Y	.	Y	Y	.		Y	Y	Y
LEBANON		O					Y		Y	O			Y	A	O
LESOTHO		A			.		Y		Y	A			A	A	Y
LIBERIA		Y			.		Y		Y	Y			Y	Y	Y
LIBYA		Y					Y	Y	Y	Y	Y		Y	A	Y
LIECHTENSTEIN	.	Y			.		Y		Y	Y			Y	Y	Y
MADAGASCAR		Y					A		A	A			Y	A	Y
MALAWI		Y					Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y
MALDIVES		Y					Y		Y	A			Y	Y	Y
MALI		A					A		A	N			A	N	N
MALTA	.	Y			.		Y	.	Y	Y	.		Y	Y	Y
MARSHALL ISLANDS		Y			.		Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y
MAURITANIA		A					Y	Y	Y	O	Y		Y	A	Y
MAURITIUS		Y					Y		Y	Y			Y	A	Y
MICRONESIA (FEDERATED STATES OF)		Y			.		Y	.	Y	Y			Y	Y	Y
MONACO		Y			.		Y		Y	Y	.		Y	Y	Y
MONGOLIA		A					A		A	A			A	A	A
MONTENEGRO	.	Y			.		Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y
MOROCCO		O					O		O	O			Y	O	Y
MOZAMBIQUE		A					A		A	A			A	A	A
MYANMAR		A					Y		Y	Y			Y	Y	Y
NAMIBIA		A					A	A	A	A	A		A	A	A
NAURU		A					Y		Y	Y			Y	Y	Y
NEPAL		A					Y	Y	Y	A	Y		Y	A	Y
NETHERLANDS	.	Y	.	.	.		Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y
NICARAGUA		N					A		A	N			N	N	N
NIGER		Y			.		Y		Y	A			Y	Y	Y
NORTH MACEDONIA*		Y			.		Y		Y	Y	.		Y	Y	Y
OMAN		O					Y		Y	A			Y	A	Y
PAKISTAN		A					A	A	A	A	A		A	A	A
PALAU		Y			.		Y	.	Y	Y			Y	Y	Y
PANAMA		Y			.		Y		Y	Y			Y	Y	Y
PAPUA NEW GUINEA		Y			.		Y		Y	Y			Y	Y	Y
PARAGUAY		A			.		Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y
PERU		Y			.		Y		Y	Y			Y	Y	Y
PHILIPPINES		Y	.	.	.		Y		Y	Y			Y	Y	Y
POLAND	.	Y			.		Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y
PORTUGAL	.	Y			.		Y	.	Y	Y	.		Y	Y	Y
QATAR		Y					Y	Y	Y	A	Y		Y	Y	Y
REPUBLIC OF MOLDOVA	.	Y			.		Y		Y	Y			Y	Y	Y
ROMANIA	.	Y			.		Y	.	Y	Y	.		Y	Y	Y

	S/2014/189	A/RES/68/262	S/RES/2166(2014)	S/2015/562	S/2022/155	S/RES/2623(2022)	①A/RES/ES-11/1	A/HRC/RES/49/1	②A/RES/ES-11/2	③A/RES/ES-11/3	A/HRC/RES/S-34/1	S/2022/720	④A/RES/ES-11/4	⑤A/RES/ES-11/5	⑥A/RES/ES-11/6
	2014/3/15	2014/3/27	2014/7/21	2015/7/29	2022/2/25	2022/2/27	2022/3/2	2022/3/4	2022/3/24	2022/4/7	2022/5/12	2022/9/30	2022/10/12	2022/11/14	2023/2/23
	開	可	可	開	開	可	可	可	可	可	可	開	可	可	可
SAINT KITTS AND NEVIS		A					Y		Y	A			Y	A	Y
SAINT LUCIA		A					Y		Y	Y			Y	A	Y
SAINT VINCENT AND THE GRENADINES		A					Y		Y	A			Y	A	Y
SAMOA		Y			.		Y		Y	Y			Y	Y	Y
SAN MARINO		Y			.		Y	.	Y	Y			Y	Y	Y
SAO TOME AND PRINCIPE		A					Y		Y	O			O	O	Y
SAUDI ARABIA		Y					Y		Y	A			Y	A	Y
SENEGAL		A					A	Y	Y	A	A		Y	O	O
SERBIA		O					Y		Y	Y			Y	A	Y
SEYCHELLES		Y					Y		Y	Y			Y	Y	Y
SIERRA LEONE		Y					Y		Y	Y			Y	A	Y
SINGAPORE		Y			.		Y		Y	A			Y	Y	Y
SLOVAKIA	.	Y			.		Y	.	Y	Y	.		Y	Y	Y
SLOVENIA	.	Y			.		Y	.	Y	Y	.		Y	Y	Y
SOLOMON ISLANDS		Y					Y		Y	O			Y	Y	Y
SOMALIA		Y					Y	Y	O	O	Y		Y	Y	Y
SOUTH AFRICA		A					A		A	A			A	A	A
SOUTH SUDAN		A					A		Y	A			A	A	Y
SRI LANKA		A					A		A	A			A	A	A
SUDAN		N					A	A	A	A	A		A	A	A
SURINAME		A			.		Y		Y	A			Y	A	Y
SWEDEN	.	Y			.		Y	.	Y	Y	.		Y	Y	Y
SWITZERLAND		Y			.		Y		Y	Y			Y	Y	Y
SYRIAN ARAB REPUBLIC		N					N		N	N			N	N	N
TAJIKISTAN		O					A		A	N			A	A	A
THAILAND		Y					Y		Y	A			A	A	Y
TIMOR-LESTE		O			.		Y		Y	Y			Y	A	Y
TOGO		Y					O		A	A			A	Y	A
TONGA		O					Y		Y	Y			Y	O	Y
TRINIDAD AND TOBAGO		Y			.		Y		Y	A			Y	A	Y
TUNISIA		Y					Y		Y	A			Y	A	Y
TÜRKIYE*	.	Y			.		Y	.	Y	Y	.		Y	Y	Y
TURKMENISTAN		O					O		O	O			O	O	O
TUVALU		O					Y		Y	Y			Y	Y	Y
UGANDA		A					A		A	A			A	A	A
UKRAINE	.	Y	.	.	.		Y	Y	Y	Y	Y		Y	Y	Y
UNITED REPUBLIC OF TANZANIA		A					A		A	A			A	O	O
URUGUAY		A					Y		Y	Y			Y	Y	Y
UZBEKISTAN		A					O	A	A	N	A		A	A	A
VANUATU		O					Y		Y	A			Y	Y	Y
VIET NAM		A	.				A		A	N			A	A	A
YEMEN		O					Y		Y	A			Y	A	Y
ZAMBIA		A					Y		Y	O			Y	Y	Y
ZIMBABWE		N					A		A	N			A	N	A

* これら四国はそれぞれ、Czech Republic、Swaziland、The former Yugoslav Republic of Macedonia、Turkeyと称していたところ、それぞれ改称された最新の呼称によった。

Y：賛成、N：反対、V：拒否権、A：棄権、O：不投票

下線を付したものはそれぞれの会議体における議長国を示す。

太字「Y」は決議案共同提出国を示す。

安保理決議案において共同提出国となった非理事国に「・」を付した。

表3. 国連におけるウクライナ危機関連決議の賛否一覧（安保理・総会・緊急特別総会・人権理事会）

決議の種類・番号	年月日	主な内容・議決日の議事録	可否	賛成
安保理決議案 S/2014/189	2014/3/15	ウクライナの領土的一体性 S/PV.7138	否	13 仏、英、米等
総会決議 A/Res/68/262	2014/3/27	ウクライナの領土的一体性 A/68/PV.80	可	100 ウクライナ、G7、NATO、EU、ジョージア、モルドヴァ、 モンテネグロ*、アゼルバイジャン、バハマ、中ア等
安保理決議 S/RES/2166(2014)	2014/7/21	マレーシア航空MH17便撃墜事件 S/PV.7221	可	15 中、仏、英、露、米等
安保理決議案 S/2015/562	2016/7/29	マレーシア航空MH17便撃墜事件の責任者訴追を目的とする国際法廷の設置 S/PV.7498	否	11 仏、英、米等
安保理決議案 S/2022/155	2022/2/25	ウクライナに対する侵略 S/PV.8979	否	11 仏、英、米、ブラジル、ガボン等
安保理決議 S/RES/2623(2022)	2022/2/27	緊急特別総会の召集 S/PV.8980	可	11 仏、英、米、ブラジル、ガボン等
①緊急特別総会決議 A/Res/ES-11/1	2022/3/2	ウクライナに対する侵略（S/2022/155参照） A/ES-11/PV.5	可	141 ウクライナ、G7、NATO、EU、ジョージア、モルドヴァ、 ブラジル、バハマ、ガボン、ア首連等
人権理事会決議 A/HRC/RES/49/1	2022/3/4	露による侵略に起因するウクライナにおける人権状況 可	可	32 仏、独、日、英、米等
②緊急特別総会決議 A/Res/ES-11/2	2022/3/24	ウクライナに対する侵略がもたらす人道的結果 A/ES-11/PV.9	可	140 ウクライナ、G7、NATO、EU、ジョージア、モルドヴァ、 ブラジル、バハマ、ガボン、ア首連等
③緊急特別総会決議 A/Res/ES-11/3	2022/4/7	人権理事会における露の資格停止 A/ES-11/PV.10	可	93 ウクライナ、G7、NATO、EU、ジョージア、モルドヴァ、 バハマ等
人権理事会決議 A/HRC/RES/S-34/1	2022/5/12	露による侵略に起因するウクライナにおける人権状況の悪化 可	可	33 仏、独、日、英、米、チェコ*3、ガボン等
④緊急特別総会決議 A/Res/ES-11/4	2022/10/12	ウクライナの領土的一体性（国連憲章の諸原則擁護） A/ES-11/PV.14	可	143 ウクライナ、G7、NATO、EU、ジョージア、モルドヴァ、 ブラジル、アンゴラ、バハマ、ガボン、ア首連等
安保理決議案 S/2022/720	2022/9/30	ウクライナの平和安全保障の維持 S/PV.9143	否	10 仏、英、米等
⑤緊急特別総会決議 A/Res/ES-11/5	2022/11/14	ウクライナに対する侵略への救済・補償の推進 A/ES-11/PV.15	可	94 ウクライナ、G7、NATO、EU、ジョージア、モルドヴァ等
⑥緊急特別総会決議 A/Res/ES-11/6	2023/2/23	ウクライナにおける包括的、公正かつ永続的な平和の基礎となる国連憲章の諸原則 A/ES-11/PV.19	可	141 ウクライナ、G7、NATO、EU、ジョージア、モルドヴァ、 ブラジル、バハマ、ア首連等

* 当時、NATO未加盟

*3 決議③による露の資格停止の後任（5月10日～）

反対（内拒否権）	棄権	不投票
1（露）	1	
露	中	
11	58	24
露、ベラルーシ、北朝鮮、シリア +アルメニア、ボリビア、キューバ、ニカラグア、 スーダン、ベネズエラ、ジンバブエ	中、ブラジル、印、南ア、カザフスタン、ウズベキス タン、モンゴル、アフガニスタン、アルジェリア、ア ンゴラ、ブルンジ、エリトリア、エチオピア、ガボ ン、マリ、ヴェトナム等	キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、コ ンゴ、イラン、ラオス、ア首連等
0	0	
1（露）	3	
露	中、アンゴラ、ベネズエラ	
1（露）	3	
露	中、印、ア首連	
1	3	
露	中、印、ア首連	
5	35	12
露、ベラルーシ、北朝鮮、シリア + エリトリア	中、印、南ア、アルメニア、カザフスタン、キルギス タン、タジキスタン、モンゴル、アルジェリア、アン ゴラ、ボリビア、ブルンジ、コンゴ、イラン、中ア、 キューバ、ラオス、マリ、ニカラグア、スーダン、 ヴェトナム、ジンバブエ等	アゼルバイジャン、トルクメニスタン、ウズベキス タン、エチオピア、ベネズエラ等
2	13	
露、エリトリア	中、印、アルメニア、カザフスタン、ウズベキスタ ン、ボリビア、キューバ、ガボン、スーダン、ベネズ エラ等	
5	38	10
露、ベラルーシ、北朝鮮、シリア + エリトリア	中、印、南ア、アルメニア、中央アジア4ヶ国*2、モ ンゴル、アルジェリア、アンゴラ、ブルンジ、中ア、 コンゴ、キューバ、エチオピア、イラン、ラオス、マ リ、ニカラグア、スーダン、ヴェトナム、ジンバブエ 等	アゼルバイジャン、トルクメニスタン、ベネズエラ等
24	58	18
露、ベラルーシ、北朝鮮、シリア + 中、中央アジア4ヶ国*2、アルジェリア、ボリビ ア、ブルンジ、中ア、コンゴ、キューバ、エリトリ ア、エチオピア、ガボン、イラン、ラオス、マリ、ニ カラグア、ヴェトナム、ジンバブエ	ブラジル、印、南ア、モンゴル、アンゴラ、スーダ ン、ア首連等	アルメニア、アゼルバイジャン、トルクメニスタン、 ベネズエラ等
2	12	
中、エリトリア	印、アルメニア、カザフスタン、ウズベキスタン、ボ リビア、キューバ、スーダン、ベネズエラ等	
5	35	10
露、ベラルーシ、北朝鮮、シリア +ニカラグア	中、印、南ア、アルメニア、中央アジア4ヶ国*2、モ ンゴル、アルジェリア、ボリビア、ブルンジ、中ア、 コンゴ、キューバ、エリトリア、エチオピア、ラオ ス、マリ、スーダン、ヴェトナム、ジンバブエ等	アゼルバイジャン、トルクメニスタン、イラン、ベネ ズエラ等
1（露）	4	
露	ブラジル、中、印、ガボン	
14	73	12
露、ベラルーシ、北朝鮮、シリア + 中、バハマ、中ア、キューバ、エリトリア、エチオ ピア、イラン、マリ、ニカラグア、ジンバブエ	ブラジル、印、南ア、アルメニア、中央アジア4ヶ国 *2、モンゴル、アルジェリア、アンゴラ、ボリビア、 ブルンジ、コンゴ、ガボン、ラオス、スーダン、ア首 連、ヴェトナム等	アゼルバイジャン、トルクメニスタン、ベネズエラ等
7	32	13
露、ベラルーシ、北朝鮮、シリア + エリトリア、マリ、ニカラグア	中、印、南ア、アルメニア、中央アジア4ヶ国*2、モ ンゴル、アルジェリア、アンゴラ、ボリビア、ブル ンジ、中ア、コンゴ、キューバ、エチオピア、ガボン、 イラン、ラオス、スーダン、ヴェトナム、ジンバブエ 等	アゼルバイジャン、トルクメニスタン、ベネズエラ等

*2 カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、ウズベキスタン

（しみず けん）